

素案たたき台からの主な変更点一覧

番号	素案の該当ページ	カテゴリー	内容(地域医療構想調整会議等でいただいた意見等)	素案への反映状況
1	目次	①構成の変更	医療提供体制を示す法定の医療計画にもかかわらず、各論の構成の中で最初に「未病対策」から始まるのは違和感がある。	医療計画作成指針で位置付けることとされている5事業5疾病を第2部第1章及び第2章に位置付け、県重点施策である未病対策を第3章に位置付けた。
2	検討中	①構成の変更	「未病対策」が唐突に出てくる印象。なぜ医療計画の中に、未病対策なのか、趣旨をしっかりと伝えていくべき。	章の冒頭に、「未病対策」の重要性や医療計画に盛り込む主旨について記載。
3	検討中	①構成の変更	「未病対策」の中の体系がばらばらである。しっかりと体系立てて打ち出すべき。	検討中
4	P117 P125	①構成の変更	「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」の記載と「かかりつけ薬局」の記載が離れているが構成が近頃のほうが県民にわかりやすい。	第2部第7章第7節「かかりつけ薬局の役割及び医薬品の安全確保対策」について2つに分割し、第7章第2節「かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師」へ「かかりつけ薬局の役割」を統合し、第6章「総合的な医療安全対策の推進」へ「医薬品の安全確保対策」を統合した。
5	P89	①構成の変更	地域包括ケアシステムをなぜ医療計画に盛り込むのか。なぜ高齢者以外もこの章の中に入るのかわかりにくい。	第4章「地域包括ケアシステムの推進」の冒頭に計画に盛り込む主旨や地域包括ケアシステムの理念の普遍化について追記するとともに、各章の冒頭に、当該章の内容についての同様のまとめを記載した。
6	検討中	①構成の変更	認知症は県の今後の目玉のひとつであり、しっかりと頭出しすべき。	検討中
7	P39	②内容の変更	災害時医療の、コーディネーターリエゾンについては、災害救護計画にも同様に書き込まれるのか。国通知で調整本部の設置が言われているが、その内容は今後反映されるのか。	保健医療救護計画の改定内容に合わせて反映している。
8	P136	②内容の変更	遠隔診療にかかる記載が必要。	第2部第7章第8節「病病連携及び病診連携」へ遠隔診療について記載した。
9	P3 P152	②内容の変更	本県の目指す姿(ビジョン)を冒頭でわかりやすく伝えるべき。	地域医療構想にも記載している「神奈川のめざす姿」を、第1部第1章第3節「計画の基本理念及び基本目標」に追記した。また、第3部「地域医療構想」に構想の概要を記載した。
10	検討中	②内容の変更	全庁的に地域包括ケアシステムの体制整備に取り組んでいることを記載する。健康いちよう団地の取組など高齢者の居住対策を「高齢者対策」に含める。	検討中。
11	検討中	②内容の変更	疾病事業横断的な医療提供体制を構築するため記載を充実させた項目について、救急医療と在宅医療がある。在宅医が最も困るのはバックベッドの確保。病床整備の公募条件としてもいいくらいだ。後方支援病院の問題が解決すると、救急にも在宅にもよい影響を与える。後方支援病院の整備について目標項目を設定してほしい。	後方支援病院の数については、現在関東信越厚生局に問い合わせている。目標値に設定できるかどうかは検討中。
12	P27	②内容の変更	救急と在宅の連携については、高齢者は、合併症、重症化、長期化する傾向があり、現在も受入れ困難。回復期で受入れとあるが、実際は困難ではないか。病病・病診連携について、具体的にどこか、何か方針があるか。	二次三次救急で受け入れなくてもよい体制を整備しなければいけない、という趣旨で記載した。なお、回復期については、回りハ、地域包括ケア病棟を想定している。「回復期病床等への転換を促進」との記載を「リハビリテーション機能を担う回復期リハビリテーション病棟や在宅急病時の入院受入れ機能を担う地域包括ケア病棟への転換を促進」と修正した。
13	P49	②内容の変更	「災害時小児周産期リエゾン」の配置を検討とあるが、検討という表記はやめてほしい。国の通知もあるのに、「検討」と言われると、これから検討で、今は無いということでは、進まないし、何かあったときに対応できない。	災害時小児周産期リエゾンの配置について、検討が既に進んでいるため「検討」という記載を削除した。
14	P97	③その他	医療と介護の体制整備について、介護人材が足りないことは10年前から言われている。将来的に何人足りないのか具体的な数字を記載してほしいし、育成数の目標を立てる必要がある。	「かながわ高齢者保健福祉計画」記載されるが、「高齢者対策」で介護人材の不足数については記載していく予定。ただし、育成数の目標値は記載しない予定。
15	P89	③その他	一体的な体制整備の基本は地域包括ケアについて、相変わらず医療と介護中心で、障害などを見ていないし、県の老人福祉圏域と障害者圏域も異なっている。今後統合していくべき。	新たな計画では、第4章「地域包括ケアの推進」の下に、在宅医療や高齢者対策の他、障害者や母子保健、難病、地域リハビリテーションを位置付けた。
16	P99	③その他	「障害」、「障がい」が混在しているので、精査するべき。	原則「障がい」を使用して、法律上の規定がある場合は「障害」としている。使い分けについては全庁での統一がない。医療計画では、県障害福祉計画と同様の記載方法としたい。
17	-	③その他	-	現状項目に、根拠となる統計や図表を追記するとともに、5事業5疾病及び在宅医療の目標値を記載した。